

大口町告示第 59 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

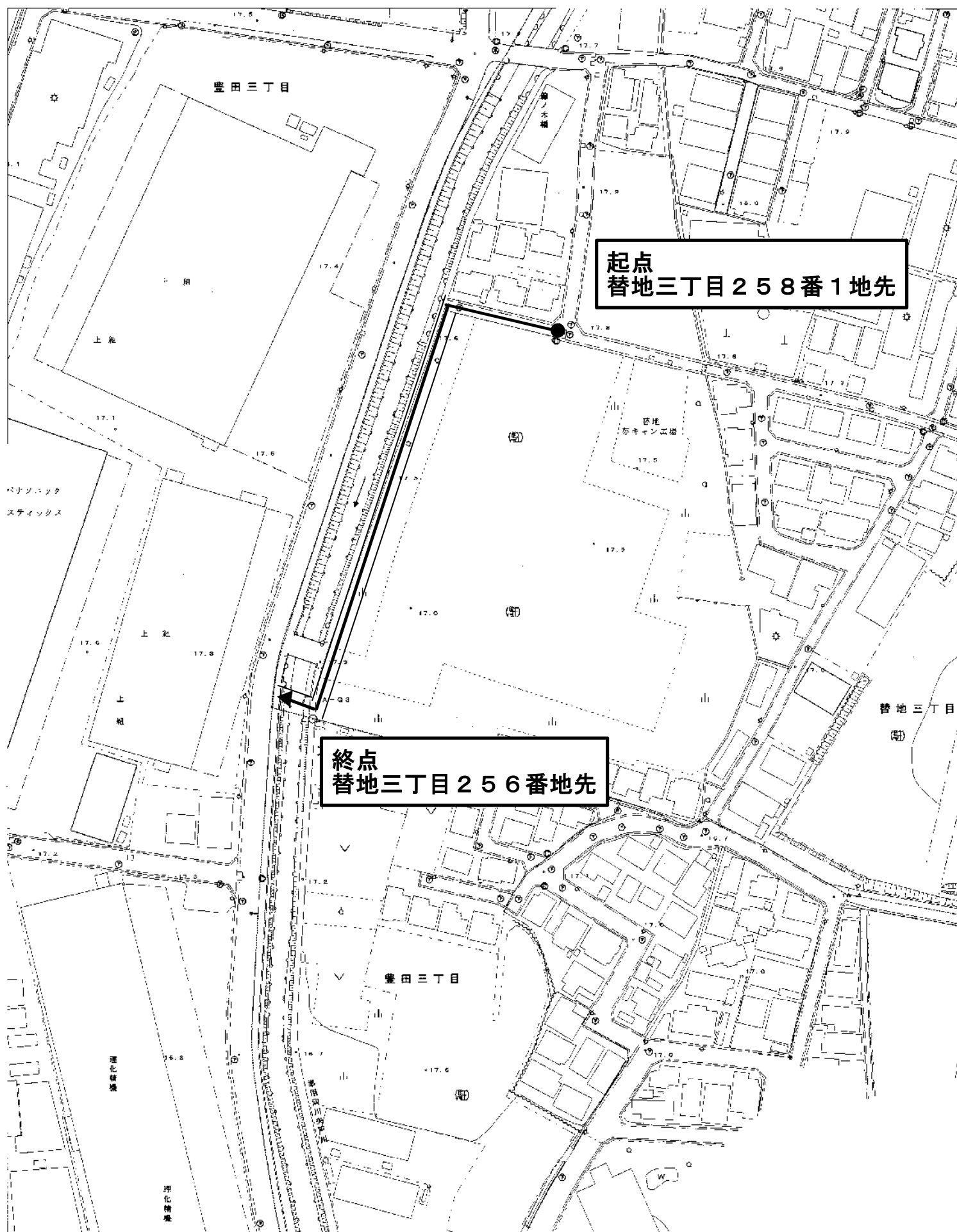
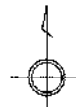
その関係図面は、告示の日から 2 週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第 19 号）第 1 条第 1 項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

大口町長 鈴木 雅 博

路線番号	路 線 名	区 間	供用開始
1 2 2 6	町道秋田 1 2 6 号線	替地三丁目 2 5 8 番 1 地先から 替地三丁目 2 5 6 番地先まで	令和 7 年 4 月 1 日

町道路線の供用開始 町道秋田126号線 位置図



1:1,500

